

令和 6 年 8 月 28 日

児童手当受給者・児童の保護者 各位

大泉町長 村山 俊明

(教育部 こども課)

令和 6 年度児童手当制度の一部改正について (通知)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和 6 年 1 0 月 1 日より施行されることに伴い、児童手当制度が一部変更になります。**大切なお知らせですので、裏面まで必ずご確認ください。**

◎改正内容

- (1) 所得制限がなくなります
- (2) 支給対象児童が中学生から **高校生年代¹**まで拡充されます
- (3) 第 3 子以降の支給額が増額されます
- (4) 子どもの人数カウント年齢が高校生年代から **大学生年代²**まで拡充されます
- (5) 支給回数が年 3 回から年 6 回に変更されます。
(4 月・6 月・8 月・1 0 月・1 2 月・2 月)

支給額

(月額)	3 歳未満	3 歳～小学生	中学生	高校生年代 (1 6 歳～1 8 歳)
第 1 子	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
第 2 子	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
第 3 子以降	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

◎必要な手続き

- ・同封のフローチャートでご自身の世帯状況と照らし合わせてください。
 - ・勤務先から支給を受けている公務員の方は勤務先までお問い合わせください。
- ※大泉町外に別居しているこどもがいる場合、同封した書類のほかに、提出書類が必要となる場合がありますので、こども課までお問い合わせください。
- ※申請書が同封されていない方 (この通知のみが届いている方) は、原則申請は不要です。**
- ただし、お子さまが大泉町外にお住まいの方など、申請要否の確認が出来ない場合があります。ご不明な点などございましたら、こども課までお問い合わせ下さい。

¹ 平成 1 8 年 4 月 2 日～平成 2 1 年 4 月 1 日生まれの子 (令和 6 年度現在)

² 平成 1 4 年 4 月 2 日～平成 1 8 年 4 月 1 日生まれの子 (令和 6 年度現在)

◎申請方法

こども課窓口、または郵送にて申請

受付場所：大泉町役場 3 階 24 番窓口

(午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、土日祝日を除く)

※9月9日(月)～9月13日(金)については午後7時まで窓口受付時間を延長します

◎申請期限

令和6年9月30日(月)まで

上記期限までに申請をした方は、令和6年12月(令和6年10月、11月分)より支給開始となります。

※申請書の記入不備や書類不備があった場合等は、令和7年1月以降の支給となる可能性がありますのでご了承ください。

※手続き猶予期間の規定により、上記期限を過ぎても令和7年3月31日までに手続きを行えば、令和6年10月分から遡って支払われます。

◎必要書類

○**認定請求書を提出する方**(別紙「手続き確認フロー図」で**A**に該当した世帯の方)

- ・同封の認定請求書
- ・請求者の振込先金融機関の通帳やキャッシュカードのコピー(カタカナで名義が記載されていること)
- ・監護相当の確認書

※ただし、**大学生年代(19歳～22歳)の子どもがいて、かつ、大学生年代の子を含めると児童が3人以上いる場合のみ**

※お子さまが大泉町外にお住まいの場合は、お子さまのマイナンバーを必ずご記入下さい

○**額改定認定請求書を提出する方**(別紙「手続き確認フロー図」で**B**に該当した世帯の方)

- ・同封の額改定認定請求書
- ・監護相当の確認書

※ただし、**大学生年代(19歳～22歳)の子どもがいて、かつ、大学生年代の子を含めると児童が3人以上いる場合のみ**

※お子さまが大泉町外にお住まいの場合は、お子さまのマイナンバーを必ずご記入下さい

◎その他

今回の改正により、令和6年12月支給(令和6年10月、11月分)から支払通知書は廃止となります

【問い合わせ先】

大泉町役場 こども課 子育て支援係

大泉町日の出 55-1 庁舎 3 階 24 番窓口

TEL：0276-63-3111 (内線：352)

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分